

茨木市介護人材確保事業家賃補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の介護事業所に就職する者が支払う家賃に対し、市が補助金を交付することにより介護人材の確保及び定住の促進を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 借家等 市内に所在する借家、アパート等（就労する事業所又は当該事業所を運営する法人の社宅及び社員寮を除く。）をいう。

(2) 家賃 借家等の借上げに係る費用で、次に掲げるもの以外をいう。

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 共益費

ウ 電気、ガス、水道等の料金

エ 共同利用施設に係る負担金

オ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る賃借料

カ 駐車場代

(3) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）若しくは同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを提供する事業所又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(4) 介護職員 利用者への介護サービスの提供に専ら従事する正職員で、雇用期間の定めのないものをいう。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、市内の借家等（貸主が親族であるものを除く。）を借り上げ、家賃を支払う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) この要綱による補助金の交付を受けたことがない場合 次のいずれにも該当する者

ア 第6の規定による申請を行う日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（日本の国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者に限る。）

イ 第6の申請を行う日において40歳未満の者

ウ 市内に所在する介護事業所に当該年度の4月1日以後に介護職員として就労を開始する者。ただし、市外の介護事業所から当該介護事業所を運営する法人が運営する市内の介護事業所へ異動した者及び市内に所在する介護事業所で就労を開始する日（エ及び第4第1号において「就労開始日」という。）前3年以内に市内に所在する介護事業所において介護職員として雇用されていた者を除く。

エ 介護福祉士の資格を有する者又は就労開始日からおおむね3年以内に介護福祉士の資格取得を目指す者

オ その者の前年の所得の額（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額の計算方法により得られた額をいう。）が次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める額以下である者

(ア) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第5条第1項に規定する扶養親族等（(イ)において「扶養親族等」という。）がない者 5,000,000円

(イ) 扶養親族等のある者 5,000,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加算した額

カ 市税の滞納をしていない者

(2) 継続して補助金の交付を受ける場合 次のいずれにも該当する者

ア 第8の規定による継続申請を行う日において市内に住所を有し、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（日本の国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法に定める永住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者に限る。）

イ 市内に所在する介護事業所に介護職員として就労している者

ウ 前号ウ、オ及びカに該当する者

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、第3に規定する補助対象者が支払う家賃のうち、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める月（第5において「補助対象月」という。）の家賃とする。

- (1) この要綱による補助金の交付を受けたことがない場合 就労開始日又は入居を開始する日のいずれか遅い日（その日が月の初日でない場合は翌月の初日）の属する月（第3号において「開始月」という。）から当該年度の3月まで
- (2) 継続して補助金の交付を受ける場合（第8第1項の規定による継続申請の1回目及び2回目を行う場合） 申請を行う年度の4月から当該年度の3月まで
- (3) 継続して補助金の交付を受ける場合（第8第1項の規定による継続申請の3回目を行う場合） 申請を行う年度の4月から開始月から起算して3年を経過する月まで

(補助金額)

第5 補助金額は、家賃の月額から当該家賃に係る介護事業所が支給する住宅手当等及び国その他の機関からの補助金等の額を差し引いた額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は限度額（単身世帯にあっては30,000円とし、2人以上の世帯にあっては50,000円とする。）のいずれか少ない額に補助対象月の月数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6 新たに補助金の交付を受けようとする者は、茨木市介護人材確保事業家賃補助金（新規・継続）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期間に市長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 介護福祉士登録証の写し（介護福祉士の資格を有する者に限る。）
- (3) 申請者の当該年度の市町村民税の課税状況についての市町村民長（特別区の区長を含む。）の証明書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 第1項の申請は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市介護人材確保事業家賃補助金（新規・継続）交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の継続申請等)

第8 第7の規定により補助金の交付の決定を受けた者で、継続して補助金の交付を受けようとするものは、毎年度指定された期間に茨木市介護人材確保事業家賃補助金(新規・継続)交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をする場合に、第6の申請の内容(第9第1項の変更申請があった場合はその内容)に変更があるときは、当該変更内容を確認することができる書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による継続申請があったときは、市長は第7に準じて補助金を決定し、申請者に対し茨木市介護人材確保事業家賃補助金(新規・継続)交付(不交付)決定通知書により通知する。

(変更の申請)

第9 第6又は第8の規定により補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において当該申請書の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に当該変更内容を確認することができる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があったときは、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市介護人材確保事業家賃補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、茨木市介護人材確保事業家賃補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 家賃の支払を証する書類

(2) 給与支払明細書の写し

2 前項の報告は、上半期分(4月分から9月分まで)及び下半期分(10月分から翌年3月分まで)に分け、それぞれ指定された期日までに提出するものとする。

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10第1項の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市介護人材確保事業家賃補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認

めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期するため、その職員に、補助対象者の住宅若しくは補助対象者の就労する事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(書類の整備)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助の対象となる家賃に係る収入及び支出に関する書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の書類の提出の指示があったときは、当該書類を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けた者は、当該補助の対象となる家賃に関する書類を、当該補助が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市内に所在する介護事業所の正職員でなくなったとき。

(4) 当該補助金の決定に係る借家等の賃貸借契約を終了したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市介護人材確保事業家賃補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

住所
氏名 ⑩
電話番号

茨木市介護人材確保事業家賃補助金（新規・継続）交付申請書

茨木市介護人材確保事業家賃補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円（⑤× か月）
- | | |
|---------------------|------|
| 家賃の月額 | 円 …① |
| 家賃に対する住宅手当等及び他の補助金等 | 円 …② |
| （①－②）×0.5 | 円 …③ |
| 補助限度額 | 円 …④ |
| 補助金月額（③と④を比較して少ない額） | 円 …⑤ |
- ※ ③については、1,000円未満を切捨てた額
- 2 介護福祉士の資格 有 ・ 無（ 年受講予定）

3 添付書類

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 介護福祉士登録証の写し（介護福祉士の資格を有する者に限る。）
- (3) 所得（課税）証明書（前年度の1月2日以降に転入した者に限る。）

（裏面も記入してください。）

4 誓約及び同意

当該補助金に係る就職に際し、市外の介護事業所から当該介護事業所を運営する法人が運営する市内の介護事業所への異動又は当該就労を開始する日前3年以内に市内に所在する介護事業所において介護職員として雇用されていなかったことを誓約します。

また、補助金交付の審査のために必要があるときは、私の住民登録、課税状況及び納税状況について茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

申請者

⑩

5 就労の証明 (現在お勤めの事業所が記入してください。)

就労証明

申請者が平成 年 月 日から正職員の介護職員として就労していることを証明します。

平成 年 月 日

事業所名

所在地

代表者氏名

電話番号

⑩

様式第2号（第7、第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市介護人材確保事業家賃補助金（新規・継続）交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付け申請の茨木市介護人材確保事業家賃補助金について、
次のとおり決定したので通知します。

決定内容	交付 ・ 不交付
	交付決定額 円
不交付の理由	
備考	

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第9関係）

平成 年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名
電話番号

印

茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付変更承認申請書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市介護人材確保事業家賃補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 変更前交付決定額 円

4 変更後交付申請額 円

5 差引増減額 円

6 添付書類

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市介護人材確保事業家賃補助金変更承認（不承認）通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市介護人材確保事業家賃補助金について、次のとおり決定したので通知します。

	承認 ・ 不承認
決定内容	交付決定額 円
	変更増減額 円
	変更交付決定額 円
不承認の理由	
備考	

平成 年 月 日

茨 木 市 長



平成 年 月 日

（報告先）茨木市長

住所
氏名 ⑩
電話番号

茨木市介護人材確保事業家賃補助金実績報告書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた茨木市介護人材確保事業家賃補助金について、次のとおり報告します。

1 対象となる家賃の支払額等

年月	家賃の支払額	住宅手当等	限度額	補助金額
平成 年 月分	円	円	円	円
平成 年 月分	円	円	円	円
平成 年 月分	円	円	円	円
平成 年 月分	円	円	円	円
平成 年 月分	円	円	円	円
平成 年 月分	円	円	円	円
			合計	円

備考

- 1 住宅手当等の欄には、お勤めの事業所からの住宅手当等及び他の公共団体等からの補助金等がある場合に、その合計額を記入してください。
- 2 限度額の欄には、単身世帯は30,000円、2人以上の世帯は50,000円と記入してください。
- 3 補助金額の欄には、「家賃の額」から「住居手当等」を差し引いた額と「限度額」を比較していずれか少ない額を記入してください。

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 添付書類

- (1) 家賃の支払を証する書類
- (2) 給与支払明細書の写し

様式第6号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市介護人材確保事業家賃補助金確定通知書

平成 年 月 日付け茨木市介護人材確保事業家賃補助金実績報告書を審査の結果、茨木市介護人材確保事業家賃補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

平成 年 月 日

茨木市長



様式第7号（第12関係）

平成 年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
氏 名

⑩

茨木市介護人材確保事業家賃補助金交付請求書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市介護人材確保事業家賃補助金を次のとおり請求します。

1 金 額 円

2 振込先

金融機関名					支店名				
金融機関コード					支店コード				
預金種別	1 普通	2 当座	3 その他		口座番号				
フリガナ									
口座名義人									